

豊橋市監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月18日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	国保年金課	05-10	意見	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約において、愛知県国民健康保険団体連合会に対し契約日以前に再委託の承諾をしていたので、契約と再委託の関係を踏まえ適切な契約事務に努められたい。	令和6年度契約においては、愛知県国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という）と調整し、契約日と同日の4月1日付けで再委託の承諾を行った。 なお、業務内容から見て、より適切な契約方法がないか連合会に対し、問題を提起していく。	R6.9.12
健康部	生活衛生課 (工事担当課 建設部 建築課)	06-1	指摘事項	動物愛護センター（仮称）建設実施設計等業務において、実施された業務の一部が仕様書に記載されている業務内容と異なっていたが、委託金額が変更とならないとの理由により仕様書に定められた契約変更を行っていなかった。業務内容を変更する場合には、受託者との協議及び業務量の増減算定に基づき、適正な変更契約をされたい。	業務内容を変更する場合には、受託者との協議及び業務量の増減算定に基づき、適正な変更契約の必要があることの認識について、令和6年5月の課内勉強会にて周知徹底を図った。	R6.10.16
		06-1	意見	動物愛護センター（仮称）建設実施設計等業務において、業務期間中に所管課から依頼を受け、業務を追加する契約変更を行っている。建築設計業務委託契約約款では、必要があると認めるときに変更ができるとされているが、変更理由が建設工事と直接関係なく、変更の必要がある理由となっていないため、適切な理由による契約変更事務に努められたい。 また、今回の契約変更に当たって、別の業務委託としての発注の可能性、経済性及び業務期間の確保等の詳細な検討を行っていなかったため、これらの検討を行うなど適切な事務処理に努められたい。	工事設計業務における変更契約は、建設工事と直接関係のあるもののみ行うこととするを、令和6年5月の課内勉強会にて周知徹底を図った。	R6.10.16
		06-1	意見	動物愛護センター（仮称）建設実施設計等業務の仕様書において、業務内容の一つとして「計画通知に関する手続き業務」と記載されているが、業務が完了となる状態の記載が不十分なため、業務が完了となる状態を具体的に記載するように努められたい。	委託業務仕様書の業務内容に業務が完了となる状態を具体的に記載することを、令和6年5月の課内勉強会にて周知徹底を図った。	R6.10.16
環境部	環境保全課	06-1	意見	水質及び大気等の状況を測定するために多種の検査機器を管理しているが、耐用年数を超過している機器が多数見受けられた。こうした状況下では、機器の故障時に光化学スモッグ注意報等の発令や水質汚濁防止法などに定める監視項目の測定に影響を与えるおそれがあることから計画的な点検、機器更新など適切な機器管理に努められたい。	適切な機器管理を図るため、専門業者による定期点検を計画的に実施するとともに、機器の更新時期の取扱いに関して必要な事項を定めた「環境調査機器の更新に関する運用基準」を令和6年9月策定した。 運用基準に基づく更新期間を超過した機器が多数あることから、今後も運用基準を基に適切な機器管理に努める。	R6.10.30
	埋立処理課	06-1	指摘事項	高塚町生活基盤整備費補助金の交付において、交付申請時に提出を受けた事業計画に遅れが生じていることを確認していたが、事務手続を失念しており、事業計画変更等申請を受けていなかったため、補助金等交付規則にのっとり事務手続を指示することで適正な事務処理をされたい。	令和6年4月、補助事業者から事業期間の変更などの報告があった場合は、その内容を具体的に確認した上で、補助金等交付規則にのっとり適切な事務手続をするよう課内職員に周知した。	R6.9.13
		06-1	意見	備品管理において、令和2年度から備品一覧の規格欄に「仕様書のとおり」と記載しており、備品の特定ができないものが散見された。保管備品の点検の際にも見落としていたため、備品システムに品番を入力するとともに、備品登録の際に確認を徹底することで適切な事務処理に努められたい。	令和6年3月、備品管理システムの規格欄に「仕様書のとおり」と入力されているものを品番等に登録変更した。また、備品登録時、点検時ともに複数人での備品一覧の確認など適切な事務処理を行うよう課内職員に周知した。	R6.9.13

令和5年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
教育部	学校教育課	05-18	意見	<p>本市の進める小中一貫教育において、児童生徒の交流活動の推進、小中9年間を見通したカリキュラムの作成、小中合同の教職員研修の実施などに取り組んでいるが、小中学校間での乗り入れ授業にかかる教員の免許取得を含め、教員の過度な負担にならないようサポートするなど、更なる小中一貫教育の推進に努められたい。</p>	<p>令和5年度は、吉田方中学校区、南稜中学校区で小中一貫教育の導入を行い、市内で6中学校区の導入が完了した。令和8年度以降の全中学校区での導入に向け、学校の過度な負担にならないように、計画書と報告書の見直しを令和6年2月に行なった。</p> <p>令和6年度の導入に向けては、二川中学校区、章南中学校区で目ざす子ども像を設定し、見直しを行なった計画書により計画を立て、手だてを市内で共有できるように周知し、学校の負担軽減を行う。</p> <p>現職教員の免許取得に係る支援については、取得手段の広報が現実的な支援となる。例えば、県教委が行う「教育職員免許法認定講習（夏季休業中を中心に対面開催、必要単位数を取得する）」や、同じく愛知教育大学などが行う「免許法認定公開講座（週休日を中心に対面開催、必要単位数を取得する）」「通信教育課程（在宅でテキストを中心に学び、オンラインで指導や試験を受けることで、必要単位を取得する）」などを経て申請をすれば、新たな免許状を得ることができる。</p> <p>現場の教員にこれらを積極的に紹介し、小・中学校教諭両方の免許状や特別支援学校教諭免許状の取得を促していく。</p>	R6.8.20
				05-18	意見	<p>小中学校で利用するタブレット端末の活用状況について、学校間・教員間での格差や、インターネット通信の遅延などが発生している。とよはし版GIGAスクール構想の充実・深化を推進するためにも、教職員の意識改革や技術向上を図るとともに、通信遅延の解消などハード整備にも努められたい。</p>

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
市民協創部	市民協働推進課	05-1	指摘事項	<p>豊橋市民センター屋内消火栓設備修繕業務の契約において、故障のため至急修繕が必要であるとの理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を根拠に一者随意契約をしているが、令和3年5月24日付け契約検査課長通知「一者随意契約に関する留意事項」に従い、適正な契約事務をされたい。</p> <p>また、契約相手は、指定管理者から委託された設備点検業者ではあるが、管工事専門業者として市に登録されていないので、修繕業務の品質確保の観点から、修繕内容に適した市の登録業者と契約を締結されたい。</p>	<p>契約事務の適正化を図るため、今後は、緊急の修繕が必要となった場合には、設備の保守点検業者による機器の停止措置を行った上で、修繕の発注に当たっては、契約検査課長通知を踏まえ、発注内容と登録内容が合致した市の登録業者による複数者での随意契約（見積合わせ）を行うこととし、そのことについて令和5年5月及び令和6年4月に課内で周知徹底を図った。</p>	R6.5.10
		05-1	指摘事項	<p>豊橋市民センターの指定管理者と締結している「管理に関する協定書」の維持管理業務の一部の仕様書において、市が管理者であるかのような「発注者・受託者」の記載があった。これは、直営の際の仕様書を修正せずそのまま使用しているものであることから、維持管理業務の仕様書の見直しをされたい。</p> <p>また、自家用電気工作物保安管理業務は、仕様書で再委託禁止が規定されているにもかかわらず、指定管理者から委託を受けた受託者が再委託している状況であり、産業保安監督部への外部委託承認申請がなされていない。更に、連絡責任者の通知、保安業務担当者の通知、適正な測定器で実施されていることなど、仕様書に定められている業務が履行されていることを確認できる書類がなかったため、規定されている業務の適正な履行を現地においても確認するとともに、指定管理者を指導されたい。</p>	<p>○ 仕様書の見直しについて 維持管理業務の仕様書について、「発注者・受託者」の記載を、「甲「豊橋市」、乙「指定管理者」」に修正する内容の見直しを行い、令和5年4月7日付けで豊橋市民センターの管理に関する協定書の一部を変更する協定書を締結した。</p> <p>○ 必要な手続きの実施と業務の適正な履行確認について 「07. 自家用電気工作物保安管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）について、次のとおり内容の見直しを行い、令和5年4月7日付けで豊橋市民センターの管理に関する協定書の一部を変更する協定書を締結するとともに、指定管理者において必要な手続きを行ったほか、適正に業務が履行されていることを確認した。</p> <p>①仕様書に「12. 指定管理者をみなし設置者とした時の取扱い」を加え、指定管理者がみなし設置者として本業務を行う場合で、本業務を他者に委託するときは、「甲「指定管理者」、乙「委託、請負業者」」に読み替える規定を設け、指定管理者がみなし設置者として本業務を他者に委託できる内容に仕様書の見直しを行った。</p> <p>②指定管理者が本業務を他者へ直接委託することを、市が書面にて承認した。</p> <p>③指定管理者がみなし設置者として、産業保安監督部へ保安管理業務外部委託承認申請を行い、承認されたことを市が書面にて確認した。</p> <p>④仕様書に定められている「連絡責任者の通知（仕様書5関係）」、「保安業務担当者の通知（仕様書6関係）」、「適正に管理された測定器の使用（仕様書11関係）」について、仕様書どおり実施されたことを市が書面にて確認した。</p> <p>⑤業務の適正な履行確認について、指定管理者による事業報告を市が書面にて確認した。</p> <p>今後、検査確認業務の適正化を図るため、指定管理者による産業保安監督部への申請や測定器校正試験の実施などに漏れないよう、令和5年5月及び令和6年4月に 課内で周知徹底を図った。</p>	R6.5.10
建設部	建築課	04-19	指摘事項	<p>豊橋駅東口駅前広場防水改修工事及び津田保育園園舎改修工事の工事設計時の積算に使用する見積書において、見積依頼と異なる内容の見積書を受領し積算根拠として使用していた。設計時の積算においては、適正な見積書が積算根拠となるよう、積算根拠決裁書の決裁時には、根拠書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>徴取した見積書について、依頼した内容に沿ったものであることを確認し、また、検算・決裁時には根拠書類の確認を徹底することについて、令和5年4月の課内会議にて周知徹底を図った。</p>	R6.9.10

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
建設部	建築課	04-19	指摘事項	<p>豊橋駅東口駅前広場防水改修工事において、設計と異なる仕様の高所作業車を使用したいとの受注者発議の工事打合簿による協議申し入れに対し、工事打合簿を課内で供覧せずに、設計変更の手続を行うことなく、設計と異なる仕様の施工を承認していた。仕様の変更については、必要な設計変更の手続を行うとともに、建築課で定めている工事関係決裁区分に沿った手続を行うなど適正な工事監理をされたい。</p> <p>また、津田保育園園舎改修工事において、アルミ製建具工事の設計図書に誤りがあったが、受注者は正しい施工内容を理解しているとの理由で、設計変更の手続を行わず、設計と異なる施工図を承認していた。適正な設計図書の作成を行うとともに、施工内容の変更については、必要な設計変更の手続を行うなど適正な工事監理をされたい。</p>	<p>設計と異なる仕様や工事内容により工事を行う場合は適切な設計変更手続が必要になることについて、令和5年4月の課内会議にて周知徹底を図った。</p>	R6.9.10
		04-19	意見	<p>豊橋駅東口駅前広場防水改修工事の入札において、応札金額の最高金額が最低金額の約2.5倍となっていたが、建築課によれば、その原因は設計図書に夜間工事等の条件提示が不十分であったためとのことである。設計図書の作成に当たっては、公正な入札が行われるよう施工条件を十分に明示し、わかりやすい設計図書の作成に努められたい。</p>	<p>設計図書の作成に当たっては、施工条件を十分に明示し、応札者が工事内容を正しく把握できるようにすることについて、令和5年4月の課内会議にて周知徹底を図った。</p>	R6.9.10

令和3年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
建設部	土木管理課	04-4	意見	駅前大通公共駐車場及び松葉公園地下駐車場において、中心市街地にある公共施設を利用する者に対して料金の全部または一部を免除しているが、施設により負担軽減に係る対応が異なっている。減免は、一定の明確な基準のもとで例外的に適用すべきものであることから、受益者負担の原則に十分配慮し、その必要性、合理性、公平性を検討の上、条例にのっとり適切な制度運営を図られたい。	公共駐車場における減免の取り扱いについては、これまで使用していた内規を廃止し、全庁的に実施された公の施設の使用料に係る減免規程の見直しの方針に基づき、その必要性、合理性、公平性を検討した上で、減免要綱を作成し（令和6年4月1日施行）、市の統一的な基準の下運営することとした。	R6. 10. 30